

## 銚子市地域公共交通協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、銚子市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定により、銚子市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、銚子市の負担金、国又は千葉県からの補助金、繰越金及びその他収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り、その承認を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により協議会の承認を得た場合について準用する。

### (歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、銚子市の例によるものとする。

### (出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

### (協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局員のうちから協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、銚子市の例により行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会に諮るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第5条第6項の規定により定められた監事の会計監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月20日から施行する。

(協議会設置年度の特例)

2 協議会が設けられた年度における第2条第2項の適用については、同項中「年度開始前」とあるのは「第1回の」とする。

別表第1 (第4条第1項関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国県支出金	1 国庫支出金	1 国庫補助金
	2 県支出金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2 (第4条第2項関係)

款	項	目
1 運営費	1 運営費	1 会議費
		2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 計画策定事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費